

甲賀市教育委員会委員の任命に係る議会同意について

令和5年11月29日に開会された、令和5年第6回甲賀市議会定例会（12月）において、令和5年12月18日から令和9年12月17日までを任期とする甲賀市教育委員会委員に、松山颯子氏を任命することが同意されました。

（参考）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

（昭和31年6月30日法律第162号）

（任命）

第4条2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

教育長職務代理者の指名について

(指名者)

教育長 立岡 秀寿

(教育長職務代理者)

委員 野口 喜代美

(指名日)

令和5年12月18日

(任期)

令和5年12月18日 から 令和7年12月17日

(参考)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律【抜粋】

(昭和31年6月30日法律第162号)

(教育長)

第13条 教育長は、教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行う。

教育長職務代理者の指名について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第13条第2項の規定に基づき、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときにその職務を行う委員として次の委員を指名する。

令和5年12月18日

甲賀市教育委員会教育長 立岡 秀 寿

- 1 教育長職務代理者に指名する教育委員会委員
野口 喜代美
- 2 指名する期間
令和5年12月18日から令和7年12月17日

1 2 月 教育長 教育行政報告

令和 5 年

- 1 1 月 1 6 日 (木) 人事評価制度に伴う校長前期面談 (第 2 日)
- 1 7 日 (金) 人事評価制度に伴う校長前期面談 (第 3 日)
第 1 4 回教育委員会臨時会
- 1 8 日 (土) 土山小学校創立 1 5 0 周年記念式典・記念音楽会
- 1 9 日 (日) 甲賀市総合防災訓練
滝区ササユリの里づくり事業
第 4 4 回かふか合唱祭
こうかにんじゃロボコン
- 2 0 日 (月) 第 6 回校務運営等協議会
人事評価制度に伴う校長前期面談 (第 4 日)
- 2 1 日 (火) 人事評価制度に伴う校長前期面談 (第 5 日)
第 7 3 回滋賀県美術教育研究大会甲賀大会 (公開保育・
授業研究会)
- 2 3 日 (木) ネイチャー体験 2 0 2 3
- 2 4 日 (金) 大原小学校創立 1 5 0 周年記念式典
- 2 5 日 (土) 甲賀市表彰式
地域共生フォーラム プラットフォーム Koka 2 0 2 3
- 2 6 日 (日) 第 5 回あいの土山 ピアノコンクール演奏家コース本選
- 2 7 日 (月) おっちゃんのおむすび商店プレオープンセレモニー
全国中学校駅伝大会出場壮行会
- 2 8 日 (火) 特別全国障害者スポーツ大会出場選手表敬訪問
- 2 9 日 (水) 第 6 回甲賀市議会定例会 (第 1 日)
- 1 2 月 1 日 (金) 部長会議
- 2 日 (土) 中学生国際交流事業利川市・甲賀市ウェルカムセレモニー
- 3 日 (日) 糸賀一雄記念賞第 2 2 回音楽祭 湖からの便り
- 4 日 (月) 人権啓発巡回キャンペーン
- 5 日 (火) 忍びの里伊賀甲賀忍者協議会総会
中学生国際交流事業利川市・甲賀市フェアウェル
パーティー

- 6日(水) 中学生国際交流事業教育長表敬訪問
第8回学校経営等協議会
第15回教育委員会臨時会
第14回教育委員会委員協議会
- 7日(木) 第6回甲賀市議会定例会(第2日)
- 8日(金) 第6回甲賀市議会定例会(第3日)
- 9日(土) 金の卵プロジェクト スペシャルこども野球教室
- 10日(日) 第18回甲賀市長杯小学生女子ソフトボール大会
甲賀市長杯ボッチャ市民交流大会
- 11日(月) 第6回甲賀市議会定例会(第4日)
- 12日(火) 第6回甲賀市議会定例会(第5日)
- 13日(水) 第6回甲賀市議会定例会(第6日)
- 14日(木) 全国コミュニティ・スクール連絡協議会総会(鳥取県南部町)
- 15日(金) 全国コミュニティ・スクール研究大会(鳥取県米子市)
- 16日(土) 甲賀市パラスポーツ協会「卓球教室・交流大会」
夜間中学シンポジウム ～夜間中学ってどんなところ?～
- 17日(日) 第31回全国中学校駅伝大会
紫香楽宮フォーラム 紫香楽宮と恭仁宮
- 18日(月) 甲賀市教育委員会委員任命書交付式
第16回教育委員会定例会

「かふか21子ども未来会議」甲賀市子ども議会について

1. 目的

これからの21世紀を担う子どもたちが、市民とふれあい、こうかの伝統・自然・歴史・文化・産業などについて学びながら体験する中で、自ら考える力や行動する力を引き出す機会とし、社会教育の立場で支援することを目的とする。

「子ども未来会議」の活動を集約し社会参画への経験の“場”として、甲賀市に提案・提言などを行い、子どもたちからの意見を市行政が受け止める“場”として「子ども議会」を開催するものである。

また、子どもたちがその経験を活かして、今後「みんながつくる 住みよさと活気あふれる甲賀市」のため、地域活動への参画や青少年活動に活かしてくれることを大いに期待する。

2. 主催 かふか21子ども未来会議実行委員会

3. 後援 甲賀市 甲賀市教育委員会 甲賀市議会 甲賀市青少年育成市民会議

4. 日時 令和6年1月28日(日) 13:00～15:40

5. 場所 甲賀市役所 5階議場

6. 子ども議員数 13名

7. 出席予定者

【甲賀市】・・・市長、副市長、教育長および各部長等

【甲賀市議会】・・・議長、副議長、厚生文教常任委員会委員長

8. その他事項

- (1) 子ども議会議員の質問は、事前通告制とし、子ども議会開催の事前に事務局まで紙ベースで通告する。(12月8日(金)提出)
- (2) 1議員あたりの持ち時間は8分以内(質問、答弁、移動時間含む)とする。
- (3) 1議員1質問1答弁以内とし、再質問はなしとする。
- (4) 休憩については、概ね1時間に10分程度を目安に設ける。
- (5) 子ども議会議長については、事前に2名決めておき第1部、2部で交代する。

当日日程（予定）

時間	内 容	備 考
12:30	○傍聴席受付開始	報道機関等の前撮影
12:50	○全員着席	
13:00	議長 1 ○開会宣言 ○国歌斉唱 市民憲章の唱和 ○出席者紹介	
13:15	○【第1部】 質問&答弁 ・子ども議会議員6名（予定）	
14:03	（休憩）12分	
14:15	議長 2 ○【第2部】 質問&答弁 ・子ども議会議員7名（予定）	質問：3分30秒以内*7名≒25分 答弁：4分30秒以内*7名≒32分 合計：57分
15:12	（休憩）13分	
15:25	○甲賀市議会議長総評	
15:30	○甲賀市長あいさつ	
15:35	○実行委員長お礼のあいさつ	
15:40	○閉会 終了後記念撮影	

議案第 85 号

臨時代理につき承認を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 18 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第16号

甲賀市学校給食センター運営委員会委員の解嘱について

甲賀市学校給食センター条例第5条の規定により、甲賀市学校給食センター運営委員会委員の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年12月15日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第16号別紙

甲賀市学校給食センター運営委員会委員

(任期:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

解嘱日:令和5年12月15日

	氏名	委員の構成	備考
1	隠岐 良達	学校医の代表(4号)	東部学校給食センター地域校医代表

【参考資料】

甲賀市学校給食センター条例

(運営委員会)

第5条 教育委員会の諮問に応じて給食センターの適正かつ円滑な運営を調査し、審議するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市学校給食センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員20人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 関係学校長の代表者

(2) 関係PTAの代表者

(3) 保健所長

(4) 学校医の代表者

(5) 教育委員会が指名する職員

(6) その他教育委員会が適当と認める者

4 委員の任期は、1年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、再任されることができる。

6 前各項に定めるもののほか、運営委員会の組織、運営その他必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議案第 86 号

臨時代理につき承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

令和 5 年 12 月 18 日

甲賀市教育委員会教育長 立 岡 秀 寿

臨時代理につき承認を求めることについて

甲賀市立小学校における学校医の解嘱については、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定により、次のように臨時代理したから、同条の規定によりこれを報告し、承認を求める。

臨時代理第17号

甲賀市立小学校における学校医の解嘱について

学校保健安全法第23条の規定により、甲賀市立小学校の学校医の別紙の者を解嘱することにつき、甲賀市教育委員会教育長に対する事務委任等規則（平成16年甲賀市教育委員会規則第8号）第4条の規定に基づき、臨時代理する。

令和5年12月15日

甲賀市教育委員会教育長 立岡秀寿

臨時代理第17号別紙

甲賀市立小学校学校医

(任期:令和5年4月1日から令和6年3月31日まで)

解嘱日:令和5年12月15日

	氏名	委員の構成	備考
1	隠岐 良達	学校医	佐山小学校

【参考資料】

学校保健安全法

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第23条 学校には、学校医を置くものとする。

2 大学以外の学校には、学校歯科医及び学校薬剤師を置くものとする。

3 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、それぞれ医師、歯科医師又は薬剤師のうちから、任命し、又は委嘱する。

4 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、学校における保健管理に関する専門的事項に関し、技術及び指導に従事する。

5 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の職務執行の準則は文部科学省令で定める。